

# 農業委員会 だより

【発行日】平成27年2月12日  
 【発行】奥州市農業委員会  
 【編集】奥州市農業委員会広報編集委員会  
 【印刷】鈴木印刷株式会社



①

第18号



②

## 会長挨拶

奥州市農業委員会 会長 千葉 永

日頃より、当農業委員会活動の推進に当たり、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在の農業及び農業委員会を巡る情勢の一端ですが、政府は今、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を踏まえ、「農地中間管理機構の創設」「経営所得安定対策の見直し」「水田フル活用と米政策の見直し」「日本型直接支払制度の創設」の4つの改革を進めております。そのうち「農地中間管理機構の創設」では、本県では、公益社団法人岩手県農業公社が農地中間管理機構となりました。そして昨年12月には、機構から担い手への貸付けが初めて行われました。奥州市においてもこの事業による農地の集積が進められているところです。

また、政府が、中長期的に取り組むべき方針を定めた「食料・農業・農村基本計画」の見直しが行われており、食料自給率目標や将来の農業の姿などが議論され、この3月には見直し案が閣議決定される見通しです。このような流れに対しまして、今後の動向を注視し、適宜情報収集に努め対応を取っていきたくと考えております。

さらには、農業委員会制度・組織の改革が進められており、農業委員の公選制廃止、委員数の半減、意見の公表・建議の法令事項からの削除などが閣議決定され、通常国会に改正法案が提出される運びのようですが、公選制が廃止されましても農業者の代表制を担保することや法律に基づく意見の公表・建議の維持などを強く訴えているところ です。

本市の農業は、安全で非常に質の高い農畜産物の安定的な供給に努めており、そのことが自然環境の保全、水源のかん養、美しい景観の形成など多面的に波及効果をもたらしております。当農業委員会は、奥州市の農業関係機関や団体と緊密な連携を強め、市に対して農業施策に関し

建議するとともに、国・県へも要望に努めて参りますので、より一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



# 各地区から

## 水沢区 大豆単収300キロを目指して 農事組合法人 姉体営農生産組合

私達の組合は、事業規模374軒の姉体地区基盤整備事業の実施に伴い、平成15年4月に設立された「姉体農作業受託組合」を前身とし、平成19年4月に「農事組合法人 姉体営農生産組合」として新たにスタートしました。現在の構成員は14名、出資金総額は980万円です。

任意組合発足時から大豆転作に取り組んでおり、当初の作付面積は120軒でしたが、この間二つの集落営農組織の立ち上げがあり、ここ数年は70軒前後の面積で推移しております。構成員のほとんどが地域の稲作専業農家で、平均耕作面積は10軒を超え、作業の重なる部分が少ない大豆は、取り組みやすい転作作物となっております。播種機4台・乗用管理機2台・コンバイン3台等、大豆転作作業に必要な農業機械は組合所有ですが、トラクター・トラック等はその都度構成員から借り上げています。

収穫量は多い年で単収220キ。少ない年では200キを割る年もあり、品質もばらつきがあります。毎年、『今年こそ単収300キ』を目指して取り組んでいますが、法人化してから7年、未だ実現に至っておりません。

最大の課題は雑草対策です。圃場の見回り回数を増やし、早め早めの対策を講じ、今年こそ実現したいものです。もうひとつは後継者の育成です。



(大豆収穫作業)

任意組合設立から12年、平均年齢は65歳を超えました。米の需要は減少の一途をたどり、麦、大豆は今まで以上に転作作物としての重要性が高まっています。また地域農業の発展と、委託農家の期待に応えるためにも、組合は永続させなければなりません。これも早急に実現しなければならない課題と考えています。

## 江刺区 玉里振興会創立10周年記念事業 「桂枝太郎落語会」を開催



(大盛況の落語会)



玉里振興会では、11月29日(土) 創立10周年記念事業の一環として衣川出身の三代目桂枝太郎師匠を招いて落語会を開催しました。当日はあいにくの雨でしたが、生の落語を間近に観ることができ、来場した方々80名は笑いにつつまれ楽しいひと時を過ごしました。

農村地域における文化活動の重要性を痛感しています。多様な文化を地区民が共有できますことは地域の発展、そして農作業の励みにつながることを思います。

## 前沢区 生産者の肥育技術の高さを証明

前沢区は、和牛肥育生産者の熱意と努力で、西の横綱「松坂牛」、東の横綱「前沢牛」といわれるまでになった黒毛和牛のトップブランド「前沢牛」の生

## 農業者年金で可愛い孫(おひいちゃん)

産地であることはご承知のとおりです。今年度は、全国レベルの品評会で二冠を達成する快挙を成し遂げました。

一つは、10月2日に東京食肉市場で開催された平成26年度全畜連肉用牛枝肉共進会の黒毛和種雌牛の部において生母の後藤久治さんが「最優秀賞」(農林水産大臣賞)を受賞しました。後藤さんは、「前沢牛」の高い肥育技術により何度となく優秀な成績を収めており、上物率(肉質等級4以上)が9割以上を誇る実力のある生産者です。



(千葉辰美さんの「前沢牛」)

もう一つは、10月31日に東京食肉市場で開催された平成26年度全国肉用牛枝肉共励会において、総出品頭数430頭のうち、和牛去勢の部(出品251頭)で、古城の千葉辰美さんが「名誉賞」(農林水産大臣賞)を受賞しました。この名誉賞は、和牛去勢の部の最高位のみに贈られるものです。千葉さんは、出荷されている枝肉の平均格付け等級が最高等級A5の等級率73%という、素晴らしい肥育実績の持ち主です。

地域の基幹産業である農業に、明るい話題のないこの頃ですが、お二人の受賞は、岩手が誇るブランド牛の名声を更に高め、肥育技術の確かさを全国にアピールした受賞であり、お二人に続いて最高賞を目指す生産者の意欲を盛り上げる受賞でもありました。

## 胆沢区 先人の英知で豊かな大地

胆沢区小山二ノ台地区の葦名堰史蹟保存会(平成10年に住民有志60人で発足)は、約400年前の水



利施設「葦名堰」の保存継承に向け、堰の受込口(衣川区天田)と湧出口(胆沢区五反町)を中心に、整備保存計画に基づき二ノ台地区振興会と連携して活動しています。

堰の湧出口内部に進んで行くにしたがってコウモリが乱れ飛んできます。側面に手掘りの跡と壁面に灯置き場の窪みと土の焦げた箇所を見ると、この工事に対する並々ならぬ苦悩の様子、思いを感じてきます。江戸時代初期元和3年、葦名家17代盛信公が二ノ台地域開拓のため、衣川村増沢に水源を求め開削に着手し、「葦名堰」・「二ノ台堰」・「刑部堰」とも呼ばれ、60年余りの歳月を掛けて完成させたと伝えられています。総延長は、約24キにも及び、このうち約5・5キが用水トンネル(穴堰)で、平堰(開水路)と穴堰が15箇所ずつ交互に造られ、井戸(サイホン)や落差工などを要所に配し、当時の知恵と技術が集約されている驚異的な土木工事です。全盛期には、胆沢・衣川併せて300キ余りで利用され、今日の地域発展の基をなしたといわれています。

現在も衣川区の一部で利用されていますが、江戸時代以来の葦名堰の役目は終えたといえるかもしれませんが、一部は、一部の受益者は、昔も、今も、毎年、水路の維持管理に努め、この堰の水によって潤っています。つまり、今も生きています。

昭和46年のポンプ揚水事業完成の後は、中ノ森隧道から最終湧出までは使われていませんが、葦名堰は300年余り利用された偉大な史蹟です。



(葦名堰史蹟をたどる)

易にできるようになったゆえに、この地に対する思いを後世に継承すべく活動している有志がここにいます。

## 衣川区

### 5つのダム

衣川区(旧衣川村)には5つのダムがあります。

昭和22年、23年のカスリン、アイオン台風襲撃、特に岩手県内陸南部に甚大な被害が発生しました。これらの台風被害から岩手県では衣川流域の当時の3町村(衣川村、前沢町、平泉町)の農地



(河内ダム(2号ダム))

933キと農業用施設を洪水から守るため、県営防災ダム事業で5つのダムを築造することを計画しました。昭和25年から滝ノ沢ダム(5号ダム)、昭和26年からは増沢ダム(1号ダム)、昭和37年から河内ダム(2号ダム)、昭和47年からは北沢ダム(3号ダム)、そして5番目のダムとして昭和57年からは苗代沢ダム(4号ダム)を着工し、平成8年6月に5つ全てのダム工事が47年の歳月と、当時の金額で183億1900万円の事業費で完成しました。完成後は流域の洪水被害を防止するとともに、ダムからの水を利用した農業用水、北大堰は通年通水とし防火用水としても活用しています。

小さな衣川区(旧衣川村)に5つものダムがあることは全国的にもめずらしく、これからも大切な水に感謝しながら農業用水、生活用水にと役立てていきたいものです。

## 女性農業委員コーナー

「胆沢区」 星 洋子 委員

### 「ポラーノの会」

岩手県女性農業委員ポラーノの会という女性農業委員で組織された会があります。その研修会の内容をお知らせします。

宮城県大崎市の事例発表で、「一日女性農業委員」という事業を行っているとの発表がありました。市内の女性農業者から委員を募集し、農業に従事している女性が抱えている悩み、行政に対する要望等を討議し、認定農業者との懇談会での意見や要望とあわせて「大崎市の農業振興策に関する要望」として取りまとめ、市長に提出しており、女性農業委員の数を増やし、地域農業への貢献度を上げていくことも目標としているそうです。

どこの市町村でも食育・6次産業化の推進、後継者不足への対応等、同様の問題を抱えています。今後も女性委員だからこそその取組みを強化して、農業が、若者たちが夢を抱ける産業になるように努めていきたいと思えます。



農業者年金は農業者だけのもの、作業で身体、年金で心を健康に

# 平成27年度奥州市農作業労賃標準額表

(適用期間平成27年4月1日～平成28年3月31日)

今年度の農作業労賃標準額を次のとおり定めました。「頼む人」「頼まれる人」がお互いに理解しあい、安定した農業経営ができるようご協力をお願いします。

## 〈人力作業の部〉

作業区分	標準額 (円)			摘要
	1日(8時間)	1時間当たり	超過1時間当たり	
水田作業	6,100	770	960	全て一般的な作業の場合の標準額です。
畑作業	5,424	678	850	
果樹作業	5,424	678	850	
オペレーター	10,000	1,250		

## 〈機械作業の部〉 (表中の金額には、オペレーター1人を含みます。)

作業種目	機械等	単位	税抜標準額(円)		摘要
			税抜標準額(円)	税込標準額(円)	
畦畔塗り	あぜ塗り機	1m	50	54	片面打ち
施肥	マニユアプレッター	10a	4,300	4,644	1.2t積基準 圃場での積込散布
	ブロードキャスター		1,000	1,080	1回基準 圃場での積込散布
育苗	稚苗・中苗	1箱	700	756	ハウス渡し 苗の運搬料は1箱 50円(税込54円)(箱回収含む)
耕起	耕耘機 トラクター	10a区画未満	5,900	6,372	深さ12cm基準
		10a～30a区画未満	5,600	6,048	
		30a区画以上	5,300	5,724	
代かき	耕耘機 トラクター	10a区画未満	7,400	7,992	植付可能まで
		10a～30a区画未満	7,000	7,560	
		30a区画以上	6,600	7,128	
田植	田植機	10a区画未満	6,400	6,912	側条施肥は 1,000円(税込1,080円)加算 農業同時散布は1種類 300円(税込324円)加算
		10a～30a区画未満	6,100	6,588	
		30a区画以上	5,800	6,264	
防除	背負式動力散布機	10a	1,000	1,080	1回基準 薬剤費は実費加算
	動力噴霧機		2,300	2,484	
溝切り	溝切り機	10a	3,000	3,240	1m10円相当 10条に1本基準
刈取	バインダー	10a	6,500	7,020	刈取のみ 紐代は実費加算
	コンバイン	10a区画未満	19,000	20,520	籾の運搬料は 2,000円(税込2,160円)加算
		10a～30a区画未満	18,000	19,440	
30a区画以上	17,000	18,360			
脱穀	ハーベスター	10a	7,800	8,424	結束、カッター、籾の運搬料は実費加算
乾燥+籾摺調製	水分17%以下	30kg	650	702	籾摺調製料 380円(税込410円)を含む。 袋代、運搬料は実費加算 モチ米は30kg当たり 40円(税込43円)加算 ※水分仕上げは、農協等の目標値に仕上げる事。
	水分17.1～20%		700	756	
	水分20.1～25%		740	799	
	水分25.1%以上		770	831	
籾摺調製		30kg	380	410	
草刈	刈払機	1時間	1,800	1,944	刈り倒し
牧草 (転作田)	刈取	10a	2,000	2,160	モーア1回
	反転		900	972	レーキ1回
	集草		1,300	1,404	レーキ1回
	コンパクトベアラ	1梱	160	172	15kg標準
	ロールベアラ	1梱	2,000	2,160	120cm程度
			4,000	4,320	" (ラップ)
			1,000	1,080	100cm程度
		1梱	2,000	2,160	" (ラップ)

- この表は、あくまでも「標準額」を定めたものです。圃場の条件、作業条件、燃料費の変動、集落等の実態や不整形地、排水不良、作物の倒伏等による作業条件に合わせて、協議のうえ、料金調整を行ってください。
- 機械の移動費については、移動距離を考慮し、協議のうえ設定してください。
- 農作物のトレーサビリティシステム及びポジティブリスト制度の実施により、より厳格な取扱いが求められています。防除、刈取、脱穀、乾燥・籾摺調製等の作業の実施に際しては、特に十分な配慮をお願いします。

◎トレーサビリティシステムとは…食品の生産から流通までの「履歴」を記録し、いつでもどこからでも遡って確認することのできる制度・システムです。  
◎ポジティブリスト制度とは…残留基準の設定されていない農薬等が残留する食品の流通を禁止する制度です。

# 農地の賃借料情報

農地法の改正により、従来の標準小作料は廃止されました。代わりに地域における賃借料の目安となるよう、農業委員会が実勢の農地賃借料情報を提供することになっております。

平成26年1月から12月までに契約された各地区の賃貸借における賃借料は、次のとおりとなっておりますので、賃借料を決める際の参考としてください。

## 1 田(水稲)の部 (10アール当たり)

地 区	最高額 (円)	最低額 (円)	平均額 (円)	契約筆数 (筆)	
水沢区	水 沢	14,000	3,000	9,100	305
	佐 倉 河	15,000	4,000	10,800	598
	真 城	15,000	9,000	11,800	237
	姉 体	15,000	9,000	11,200	75
	羽 田	12,000	4,000	8,400	35
	黒 石	14,000	5,000	12,300	132
江刺区	岩 谷 堂	9,500	2,300	6,000	44
	愛 宕	14,900	4,700	8,800	59
	田 原	14,000	3,000	10,100	165
	藤 里	10,000	5,000	7,700	34
	伊 手	5,000	1,600	3,700	13
	米 里	6,400	4,500	5,300	22
	玉 里	5,200	2,000	4,700	34
	梁 川	6,800	2,000	4,100	12
	広 瀬	7,000	2,700	6,200	54
	稲 瀬	14,000	2,700	8,200	246
前沢区	前 沢	14,000	3,000	8,900	68
	古 城	13,000	5,000	8,500	98
	白 山	20,000	14,000	15,500	85
	生 母	14,000	3,400	10,900	52
胆沢区	小 山	13,000	3,000	7,700	423
	南 都 田	14,400	4,000	9,100	401
	若 柳	10,000	2,500	5,900	1385
衣川区	北 股	6,000	3,000	4,900	14
	南 股	8,400	3,000	5,400	13
	衣 川	10,000	2,800	6,600	44
	衣 里	11,400	4,000	7,500	71

## 2 畑の部 (10アール当たり)

地 区	最高額 (円)	最低額 (円)	平均額 (円)	契約筆数 (筆)
水沢区全域	11,400	6,000	6,600	21
江刺区全域	6,000	1,400	3,900	6
前沢区全域	4,000	4,000	4,000	6
胆沢区全域	9,800	5,000	6,100	62
衣川区全域	6,800	4,000	4,500	5



## 建議書提出

10月23日千葉農業委員会会長ほか会長職務代理者、各部長・部長職務代理者及び農政部会委員が市に対し、平成27年度奥州市の農業施策に関する建議書を提出しました。市からは小沢市長を始め、菅原農林部長、菅原農政課長が同席しました。

千葉会長は、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などを踏まえ、「市内農業者が将来展望を持って取り組める、活力ある農政の推進を切に願ひ、特段のお取り計らいをお願い申し上げます。」と話し、市長に建議書を手渡ししました。

作成に当たっては、市内農業者から意見等を聴取し、奥州市認定農業者協議会、集落営農組織連絡協議会からの提案も含めて取りまとめました。



(市長へ建議書を提出)

### ◇市に対する建議項目

- 1 人口減少の著しい農村地域への対応策
  - 2 耕作放棄地の解消と遊休農地の有効活用
  - 3 後継者育成対策
  - 4 集落営農組織の法人化推進対策
  - 5 米価下落対策
  - 6 農業経営安定に向けた多様な取組みの促進
- ◇国、県に対する要望
- 1 米価安定対策
  - 2 TPPの対応策
  - 3 中山間地における直接支払制度の拡充
  - 4 農政改革
  - 5 燃料価格高騰に対する支援策
  - 6 自動車道及びJ/R等における環境整備対策

## 農地パトロール実施

奥州市農業委員会では、7月22日に農地パトロールの出発式を行いました。

その後、8月から11月にかけて「農地パトロール強化月間」として、区ごとに市内の違反転用防止や遊休農地の把握を行い、農地の確保と有効利用を図るため、全農業委員と事務局により農地の現地調査を行いました。

農業従事者の高齢化や農産物価格の低迷などを背景に、市内の遊休農地は増加傾向にあります。関係者の努力により昨年からは約3割ほど解消されています。また、新たに発見された遊休農地は約6割で、市全体の遊休農地面積は約25割になりました。



(農地パトロール現地調査)

## 遊休農地の再生を進めましょう!!

### 5月に利用意向調査実施

遊休農地は地域に迷惑をかけるので、農地を適切に管理しましょう。遊休農地を放っておくと法的措置がとられる場合もあります。地域のマスタープランに位置付けられている営農団体等への相談、農地中間管理事業の活用などを検討し、農地活用の方性を決めましょう。

奥州市農業委員会では農地パトロールの結果を受け、新たに発生した遊休農地、農振農用地区域内の農地など約15割を対象に、農地の所有者や推定相続人に農地法に基づく利用意向調査を実施しています。この取組みを通じて、所有者等への注意喚起や、農地の活用について考えるきっかけづくりをしています。

## 農業委員会主要活動報告

- |        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| 7月28日  | 岩手県農業委員会連絡協議会代表者会議                   |
| 8月1日   | 岩手県農業会議臨時総会                          |
| 6日     | 岩手県都市農業委員会会長会議臨時総会                   |
| 8日     | 新任農業委員等研修会                           |
| 8日     | 運営委員会                                |
| 18日    | 農業振興部内会議                             |
| 20日    | 農地部会、農業委員会総会、市長と農業委員との懇談会            |
| 28日    | 東北・北海道農業活性化フォーラム                     |
| 9月1日   | 奥州市農林審議会                             |
| 16日    | 岩手県農業会議設立60周年記念事業                    |
| 18日    | 農業振興部内会議                             |
| 19日    | 農地部会                                 |
| 24日    | 農政部内会議                               |
| 25日    | 農業者年金加入推進特別研修会                       |
| 10月10日 | 運営委員会、家族経営協定調印式                      |
| 15日    | 岩手県農業委員会大会運営委員会                      |
| 16日    | 農政部内会議、農政部会                          |
| 17日    | 農業振興部内会議                             |
| 20日    | 農地部会                                 |
| 23日    | 農業施策に関する建議書提出、胆江地方農業のさらなる発展に向けた意見交換会 |
| 30～31日 | 岩手県都市農業委員会会長会議優良先進地視察研修              |
| 11月7日  | 岩手県農業委員会大会                           |
| 18日    | 農業振興部内会議、広報編集委員会                     |
| 20日    | 農地部会                                 |
| 25日    | 家族経営協定調印式                            |
| 12月3日  | 農業者年金加入推進セミナー                        |
| 4日     | 全国農業委員会会長代表者集会                       |
| 9日     | 農業委員ブロック別研修会                         |
| 18日    | 農業労働標準額策定意見交換会                       |
| 9日     | 農業振興部内会議                             |
| 19日    | 農地部会                                 |
| 1月8日   | 広報編集委員会                              |
| 9日     | 運営委員会、農業振興部内会議、農業振興部会                |
| 19日    | 女性農業委員活動研修会                          |
| 20日    | 農地部会、農業委員会総会、広報編集委員会                 |
| 23日    | 農政部内会議                               |
| 25日    | 佐々木正勝前岩手県農業会議会長長瑞宝小綬章受章を祝う会          |
| 26日    | 奥州市農業再生協議会臨時総会                       |
| 29日    | 家族経営協定調印式                            |

# 農業者年金の特徴

## ★ 農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

## ★ 少子高齢時代に強い年金です。年金資産は安全性を重視して運用しています。

自ら積み立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

(注)：運用の結果得られる年金原資が、積み立てた保険料の総額を下回らないという保証はありませんが、安全性を重視した運用方法や、65歳の年金裁定時に運用収入の累計額ができるだけマイナスとならないようにする準備金の仕組み等を導入しています。

## ★ 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由（月額2万～6万7千円の間で千円単位）に決められ、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直しできます。

## ★ 終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

## ★ 税制面で大きな優遇措置があります。

- ・ 支払った保険料は、全額（1人当たり最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります（支払った保険料の15%～30%程度が節税）。
- ・ 保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用益）は非課税です。
- ・ 将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。（65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、年金の所得金額が0円となります。）

## ★ 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

表2 保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たすもので、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

・ 保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

表1 保険料支払いによる節税効果の試算(所得税・住民税)

税率	保険料の額		
	月額2万円 年額24万円の場合	月額5万円 年額60万円の場合	月額6.7万円 年額80.4万円の場合
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

・ 各欄の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものとして計算しています。

## ★ 年金額の試算

表3 農業者年金に加入すれば～農業者年金の農業者年金の支給額(年額)の試算

加入年齢	納付期間		通常加入の場合		政策支援を受けて加入の場合			
			保険料本人負担分総額	農業者老齢年金支給額(年間)	保険料本人負担分総額	支給額計(年間)	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	73万円	744万円	75万円	54万円	21万円
		女性		63万円			46万円	17万円
30歳	30年	男性	720万円	50万円	588万円	51万円	40万円	11万円
		女性		43万円			34万円	9万円
35歳	25年	男性	600万円	40万円	528万円	40万円	35万円	6万円
		女性		34万円			29万円	5万円

※この試算は、通常加入で保険料月額2万円加入し、65歳までの運用利回りが2.00%、65歳以降の予定利率が1.05%となった場合の試算です。予定利率1.05%は、農林水産省告示(26.4.1施行)により定められている率です。  
(各金額は単位未満を四捨五入により表示しているため、内訳数字との合計が一致していません。)

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJA、農業委員会又は農業者年金基金  
TEL：03-3502-3942（企画調整室）にお問い合わせ下さい。



## 農業委員(選任)の交代について

お知らせが遅れてしまいました。7月5日付けで岩手ふるさと農業協同組合推薦の農業委員が就任いたしましたので、ご紹介いたします。



**岩渕 徹矢 委員**  
 ・担当地域 水沢区・姉体  
 ・部会 農業振興

7月4日付けでご退任された委員のこれまでのご努力に感謝申し上げます。

胆沢区 千田幸男さん  
 ありがとうございます。



## 表紙写真の紹介

- ①後藤寿庵廟堂は治水の功により彼の館跡に建てられた。(水沢区)
- ②1/10開催の奥州市こども芸術発表会(衣川区川西大念仏剣舞子ども同好会)

## 全国農業新聞

全国農業新聞を購読してみませんか?

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が、編集・発行している農家のための情報誌です。

購読の申込みは、地域担当の農業委員又は農業委員会事務局まで。

(毎週金曜日発行・定価1,000円(税別・送料は別途))

## 道端

年の瀬の総選挙も予想通りの結果に終わり、希望に満ちた新しい年がやってきました。今年のコメの価格をはじめ、農業のゆくえは不安要素がいつぱいの中、また農作業準備が始まります。

日本の食料自給率が40%をきっているのに何でコメが余るのか不思議でなりません。食べ物がいっぱい輸入されスーパーに並ぶからでしょうか。今スーパーに行くとき季節に関係なくいろんな果物、野菜、魚介類が何でもあつて、お金さえあれば何でも買えます。そして残ったりと捨てています。



茶碗のご飯粒も残したり、食べ物も粗末にしているのではないだろうか。御先祖様たちから見ればバチが当たるような気がしてなりません。食べ物のありがたさに感謝し、農業を続けていければいいなと思います。

## 「道路をきれいに使いましょう」

トラクターなどによる耕起、代かきなどで車輪・ロータリーに付いた泥は、道路を走る前に、必ず農地内で取り除きましょう。

道路に落ちた泥は、交通の妨げとなる場合がありますので、道路を汚してしまつた場合は、すぐに掃除をしてください。

マナーを守り、お互い気持ちよく農作業を進めましょう。

## 奥州市農業委員会事務局

本庁(水沢) 奥州市役所(本庁)2階  
 ☎ 24 - 2111 (内線 251. 252. 253. 254)  
 江刺分室 江刺総合支所 2階  
 ☎ 35 - 2111 (内線 243. 244. 245)  
 前沢分室 前沢総合支所 1階  
 ☎ 56 - 2111 (内線 242. 243)  
 胆沢分室 胆沢総合支所 1階  
 ☎ 46 - 2111 (内線 141. 143. 144)  
 衣川分室 衣川保健福祉センター内  
 ☎ 52 - 3111 (内線 218. 219)

## 編集後記

2月も半ば、厳しい寒さも徐々にやわらぎ、日差しの変化を感じられる頃となりました。市民の皆様には「農業委員会だより」をご愛読賜り厚く御礼申し上げます。

今日の農業の環境は厳しさを増すばかりですが、農業者のたゆまぬ努力はもちろんのこと、関係機関が一体となって、将来ともに経営の継続・発展を目指し取り組んでいるところです。

合併以来、「農業委員会だより」は今号で18回の発行となりました。この間、新農業基本法の制定、農地法の改正、昨年に至っては、米政策の大転換と、これまでにはなかった大きな波が押し寄せております。このことは、田園都市である奥州市の地域経済への影響は計り知れないものがあり、農業・工業・商業・消費者・行政とが、更に強い連携で進まなければならない時にきていると考えております。

本紙は様々な情報を共有し、農業を介しながらすばらしい地域社会の創造へ貢献を果たすべく努力してまいります。引き続きご愛読賜りますようお願い申し上げます。



編集委員長 阿部 恒久  
 副編集委員長 千葉 政三  
 編集委員 梅原 薫  
 佐藤 清喜  
 佐々木英一  
 伊藤 博